

徳島県告示第百十七号

平成二十八年徳島県告示第七百三十六号（瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を
変更した件）をもって公表した瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画を次のとおり変
更したので、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第六項に
おいて準用する同条第五項の規定により公表する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え
置いて縦覧に供する。）